

(案)
委託契約書

収入印紙
貼付

業務名	就業管理システム保守業務
履行場所	堺市立総合医療センター
履行期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
業務内容	別紙仕様書のとおり (システム保守に関する事項を適用)
契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	

上記の業務について、委託者 地方独立行政法人堺市立病院機構を甲、
受託者 を乙として、次の条項により委託契約を締結する。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、
各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 委託者 住所 堀市西区家原寺町1丁1番1号
名称 地方独立行政法人 堀市立病院機構
代表者 理事長 門田 守人

乙 受託者 住所
名称
代表者

(総 則)

第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書の定めるところにより、別紙仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(業務実施計画書等の提出)

第3条 乙は、この契約の締結後、直ちに業務実施計画書及び業務に必要な関係書類を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、合併等を原因とする承継で、甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の通知等)

第6条 乙は、業務の履行に際し、相当の理由があるため業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、委任し又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の商号又は名称、委任し又は請け負わせる業務の内容及びその理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 乙が前項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 乙は、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 甲は、乙が暴排条例に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(不当介入等に対する措置)

第7条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）から不当な介入（契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 乙は、受任者又は下請負人が暴力団又は暴力団員から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該受任者又は下請負人に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 甲は、乙、受任者又は下請負人が前2項に規定する不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、乙が前2項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(監督員)

第8条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に報告しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- (2) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
- (3) 契約書類に基づき乙が作成した書類の承諾
- (4) 契約書類の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(業務責任者)

第9条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額又は契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 乙は、その責に帰することができない理由又はその他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに甲にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(臨機の処置)

第11条 乙は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、乙は、その処置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。

(立会・報告)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めるができる。この場合において、甲は、業務の履行が適正でないと認めるときは、その補正を求めることができる。

(損害の負担)

第13条 乙は、乙の責に帰す事由により甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関し、第三者（甲の職員を含む。）に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき場合を除き、その損害を賠償する責に任ずる。

(検査)

第14条 乙は、業務が完了したときは、甲に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届を受理したときは、速やかに検査しなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、検査の結果、契約書類の記載内容と適合しない部分について甲から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第15条 乙は、本契約にかかる委託金額を分割して精算し、前条第2項又は第4項の検査に合格したときは、甲に対して次のとおり請求するものとする。

第1回目支払分（令和3年3月締め）年額 円（別途消費税）

第2回目支払分（令和4年3月締め）年額 円（別途消費税）

第3回目支払分（令和5年3月締め）年額 円（別途消費税）

第4回目支払分（令和6年3月締め）年額 円（別途消費税）

第5回目支払分（令和7年3月締め）年額 円（別途消費税）

2 乙は、前項の請求にあたって、各年の委託料に消費税及び地方消費税を別途加算する。

なお、消費税率に変更が予定されている場合、変更適用日以降に履行される役務等については、乙は変更後の消費税率を適用した金額を予め請求できるものとする。

3 甲は、前1項の規定による請求を受けたときは、翌月末までに支払わなければならぬ。

(甲の契約解除権)

第16条 甲は、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程第43条に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 本契約に関して乙又は乙の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。

(3) 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。

(4) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(5) 乙について、破産、民事再生、会社更生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

(6) 前5号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

第17条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員（乙が法人である場合にはその法人の役員を、乙が個人である場合にはその代表者をいう。以下同じ。）又は使用人が暴力団員であるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 役員又は使用人が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (3) 役員又は使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不當に与えたと認められるとき。
- (4) 役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 第6条の規定により第三者に委任し、又は請負させようとするときの契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

（乙の契約解除権）

第18条 乙は、甲がこの契約に違反し、業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。

（協議による契約解除）

第19条 甲は、必要があると認めるときは、乙の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

（不正な行為等に係る賠償額の予約）

第20条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかるらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（単価契約の場合は、第15条第2項の規定により支払った契約代金。以下この条において同じ。）の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とす

る。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。
- (4) 本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、乙が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (6) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したことを甲が認めるとき。

- 2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第7条の2第6項に規定する事前通知の対象となる行為であって甲が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第21条 甲は、乙が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

（相殺）

第22条 甲は、乙に対する金銭債権を有している場合において、乙が第16条第1項各号及び第17条第1項各号の規定に該当したときは、当該金銭債権と第15条第1項の契約代金とを相殺

することができる。

(変更の届出)

第23条 乙について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに甲に届出なければならない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第26条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)及び地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例（平成14年堺市条例第38号。以下「条例」という。）第1条第2項の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 受託者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、本条例により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、条例第60条により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、条例第61条により、受託者に対しても、各本条の罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 受託者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受託者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、発注者が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合又は委託者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定めた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(返還、廃棄等)

第6 受託者は、本件業務を処理するために委託者から提供され、又は自らが収集した個人情報につ

いて、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、委託者の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際して委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受託者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他委託者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、委託者が事前に承諾した場合に限り、受託者は、本件業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。この場合において、受託者は、再委託先に対し、受託者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で委託者に報告しなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第11 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。